

(公財) 福島県文化振興財団 令和4年度 助成事業 対象経費一覧

	対象経費	対象外経費
使用料及び賃借料	会場使用料（前日の練習、前日に行うリハーサルを含む） 展示パネル・音響・照明器具・楽器の借上げ料	団体が定期的に行う活動（日々の練習や会議等）にかかった経費
通信運搬費	事務連絡用の郵便切手、はがき、電話代 大型器材の運搬費、作品搬入・搬出経費等	申請する事業以外のためにかかった経費 （団体の例会や会議にかかった経費等）
印刷製本費	看板・チラシ・ポスター・目録・プログラム・チケット等の作成経費	図録、記念誌の作品経費
審査員・講師等旅費	講師・審査員・指揮者・伴奏者に対する交通費、宿泊費	ゲスト出演、賛助出演・出品等に対する旅費、 会員による審査等に対する旅費
建物・記念物の補修費、備品（楽器・器具・衣装等）の補修費及び新調経費		
記録保存のためのビデオ、DVD、CD、写真集等の作成経費		
その他の経費	① 会場の冷暖房費、会場清掃料、著作権使用料、ピアノ調律料等、上記の経費に準じるもの。 ② 消毒用アルコール、フェイスシールド、アクリルパーテーション、体温計測器等の購入費 （税込単価10万円未満のものに限る。） ③ サーモカメラ等、感染症対策にかかる借用費	会議費、飲食代、アルバイトの賃金、賞品代、消耗品費等 感染症対策以外の消耗品費 感染症対策以外の借用費で、「使用料及び賃借料」の経費にも該当しない経費

※各対象事業によって、対象となる経費が異なります。申請しようとする事業の対象経費については、「(公財) 福島県文化振興財団助成事業実施要領」別表第2をご覧ください。

※実績報告の際には、上記の経費に関する証ひょう書類（領収書の写し等）をご提出いただきます。書類の日付が令和4年4月1日～令和5年3月31日の範囲外である場合、その経費は原則対象外となります。ご注意ください。

※証ひょう書類には、日付・団体名・あて先・費目（「〇〇代として」等の記載）を欠かさず記入してください。これらが未記載で、適切に支出されたことが確認できない場合には、その経費が対象外となる場合があります。